

都市農業振興基本法案（農林水産委員長提出）（参第五号）要旨

本法律案は、都市農業の安定的な継続を図るとともに、都市農業の有する機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資するため、都市農業の振興に関し、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定めること等により、都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、基本理念

都市農業の有する機能の適切かつ十分な発揮とこれによる都市の農地の有効な活用及び適正な保全が図られるべきこと、人口減少の状況等を踏まえた良好な市街地形成における農との共存が図られるべきこと、また、都市住民をはじめとする国民の都市農業の有する機能等についての理解の下に施策が推進されるべきこととする。

二、国及び地方公共団体の責務

国は、基本理念にのっとり、都市農業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有す

ること、また、地方公共団体は、基本理念にのっとり、都市農業の振興に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有することとする。

三、都市農業を営む者等の努力等

都市農業を営む者及び農業に関する団体は、都市農業及びこれに関連する活動を行うに当たっては、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。また、国、地方公共団体、都市農業を営む者その他の関係者は、都市農業の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

四、都市農業振興基本計画等

政府は、都市農業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、都市農業振興基本計画を定めなければならないこととし、また、地方公共団体は、都市農業振興基本計画を基本として、当該地方公共団体における都市農業の振興に関する計画を定めるよう努めなければならないこととする。

五、基本的施策

国及び地方公共団体は、都市農業の農産物を供給する機能の向上並びに都市農業の担い手の育成及び確

保を図るために必要な施策、的確な土地利用に関する計画の策定等のための施策、都市農業のための利用が継続される土地に関する税制上の措置、国民の都市農業に対する理解と関心の増進を図るために必要な施策等を講ずるものとする。

六、施行期日

この法律は、公布の日から施行することとする。